

再意見書

平成 22 年 11 月 12 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010 年度)の再意見の募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010 年度)の再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。) 西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。) (以下、合わせて「NTT 東西」という。)	【NTT 東日本(P.2～6)】 【NGN、地域 IP 網及びひかり電話】 当社の NGN、地域 IP 網及びひかり電話網等の IP 通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 【NTT 西日本(P.2)】 【次世代ネットワーク、地域 IP 網及びひかり電話網について】 当社の次世代ネットワーク、地域 IP 網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。	【NGN、地域 IP 網及びひかり電話の指定について】 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(2008年3月27日、情報通信審議会答申)」等でも述べられているとおり、NTT 東西の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、地域 IP 網及びひかり電話網(光 IP 電話用ルータ)への接続は、競争事業者にとって事業展開上不可欠となっており、その状況に何ら変わりはないことから、引き続き、第一種指定電気通信設備への指定を継続する必要があると考えます。
NTT 東日本 NTT 西日本	【NTT 東日本(P.7)】 【局内装置類及び局内光ファイバ】 メディアコンバータや OLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。	【局内装置類及び局内光ファイバの指定について】 昨年度の競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)の検証における総務省殿の考え方でも示されているとおり、メディアコンバータや OLT 等の局内装置類及び局内光ファイバは、ボトルネック性を有する加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前

意見提出者	該当部分	再意見
	【NTT 西日本(P.3)】 【局内装置類及び局内光ファイバについて】 イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM 装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。	設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではありません。従って、当該設備については、引き続き第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。
NTT 東日本	【NTT 東日本(P.8～9)】 【イーサ系サービス等のデータ通信網】 イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。	【イーサネット系サービス等のデータ通信網の指定について】 ・ 昨年度の本制度の検証における総務省殿の考え方でも示されているとおり、イーサネット系サービス等のデータ通信網は、専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性は他の専用線に用いられている設備と異なるものではありません。 ・ また、接続事業者がネットワークの一部に過ぎないイーサネットスイッチを調達し、NTT 東西殿と同等のデータ通信網を自前構築していることのみをもって、直ちにNTT 東西殿の設備にボトルネック性がないと判断することは適切ではありません。 ・ 以上を踏まえれば、イーサネット系サービス等のデータ通信網は、引き続き第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。
NTT 東日本 NTT 西日本	【NTT東日本P9～11】 【加入者光ファイバの非指定設備化】 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競	【加入者光ファイバの指定について】 ・ NTT 東西殿が電柱や管路等の線路敷設基盤や大半の加入者回線を有し、また接続事業者にとって NTT 東西殿の光ファイバを利用することが欠かせないという状況に変化はないため、加入者光ファイ

意見提出者	該当部分	再意見
	争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 【NTT 西日本 P4】 【加入光ファイバについて】 端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏まえ、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。	バを第一種指定電気通信設備の対象から除外する理由は全くないものと考えます。 ・ なお、FTTH 市場は圧倒的に NTT 東西殿のシェアが高く(総務省殿公表値:2010 年 6 月末時点で 75.4%)、さらにそのシェアが年々高まっている状況に鑑みれば、第一種指定電気通信設備の指定を維持することは勿論のこと、更なるアンバンドルメニューの設定(シェアドアクセスサービスにおける分岐端末回線単位での接続等)等を通じた、公正競争環境の実現に向けた措置を行うべきと考えます。
NTT 東日本	【NTT 東日本(P.12)】 【WDM 装置】 WDM 装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせ、自ら設置することが可能であることから、当社の WDM 装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。	【WDM 装置の指定について】 ・ WDM 装置について、他事業者が調達可能であることのみをもって、ボトルネック性の喪失を挙証したとは言えません。 ・ また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009 年 10 月 16 日)においても、競争の促進及び WDM 装置のコストを原価とする専用線等接続料の低減効果の観点から「WDM 装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件等の貸出ルールの整備を行うことが適当である」としており、第一種指定電気通信設備の指定が継続されるべきと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 東日本	【NTT東日本(P12～13)】 【指定制度をポジティブリスト方式に変更すべき】 - 行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。 【NTT西日本(P6)】 【現行の指定方法の見直しについて】 - 第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。	【指定電気通信設備制度について】 本年の本制度における弊社共意見書(2010年10月8日)でも述べたとおり、第一種指定電気通信設備の指定方法については、特段の環境変化が認められないため、引き続き、ネガティブリスト方式を採用し、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定を行う現行方式を維持すべきと考えます。
NTT 東日本 NTT 西日本	【NTT東日本(P14～15)】 【NGN等に係るアンバンドル機能】 - NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。 - 具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早	【アンバンドル機能の対象に関する検証】 「接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」と示されているとおり、NTT 東西の第一種指定電気通信設備利用部門(以下、「営業部門」という。)と接続事業者との間の同等性の確保という観点から、接続事業者が要望を挙げた時点で常に接続することが可能な状態であることがア

意見提出者	該当部分	再意見
	急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。 ・ 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・ 特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・ 一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・ 特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・ イーサネットフレーム伝送機能 【NTT西日本(P7)】 ・ 引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。	ンバンドルの原則と考えます。従って、「他事業者との接続の実績がない状況が続いていること」や「他事業者による利用実績や実需要がないこと」といった現時点の状況のみをとらえて、アンバンドルの対象可否を議論すべきではないと考えます。
NTT 東日本 NTT 西日本 社団法人テレコムサービス協会（以下、「テレサ協」という。）	【NTT 東日本(P16)】 【第二種指定電気通信設備規制の対象】 第二種指定電気通信設備制度については、以下の観点から特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての事業者を対象とし、接続料の適正性を検証する必要があると考えます。 【NTT 西日本(P11)】 【第二種指定電気通信設備規制の対象について】 第二種指定電気通信設備規制については、事業者ごとにその適用可否を定めるべきでないと考えます。	【第二種指定電気通信設備を設置する事業者の指定要件】 ・ ドミナント規制の枠組み見直しの検討を行うに当たっては、ドミナント事業者に対する非対称規制を基本コンセプトにすることやグループドミナンス等の問題にフォーカスすべきと考えます。 ・ 第二種指定電気通信設備規制においては、現在、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下、「二種指定事業者」という。）に指定する端末シェアの閾値を 25%とし、一律の規制を行っていますが、EU における市場支配力の存在等に係る議論を参考に、市場シェア 40%～50%を超える二種指定事業者に対する規制強化等を検討すべきであり、左記の意見にある二種指定事業者の範囲の拡大という考えは適切ではないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	【社団法人テレコムサービス協会(P.1～2)】 【第二種指定電気通信設備を設置する事業者の指定要件】 第二種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第 34 条第 1 項及び施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項及び第 3 項に規定されているとおりであり、現在のところ、これら規定に基づき適切に運用されていると考えます。しかしながら、実質的に上位 3 事業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）による移動通信市場寡占化が継続し、また、ソフトバンクモバイル株式会社の市場シェアが上昇し（平成 21 年 7 月 18.6%⇒平成 22 年 7 月 19.3%）、実質的に株式会社ウィルコムも同社が傘下に治める状況となっていることから、上位 3 事業者による寡占状態は進行しているところです（株式会社ウィルコムを含めた上位 3 事業者の市場占有率は 97.5%（平成 22 年 7 月現在））。この寡占化の進展が新規参入事業者の参入や成長を阻害し、市場の健全な拡大を阻害していることは明白であることから、施行規則第 23 条の基準を見直して、ソフトバンクモバイル株式会社も第二種指定電気通信設備を設置する事業者として認定することを要望します。当該意見は過去の意見募集においても提起されているところですが、その後の上位事業者による実質的な市場寡占化拡大傾向も鑑み、再度の御検討をお願いする次第です。	また、移動通信市場における公正競争環境の整備及び競争活性化による消費者利便の向上を図る観点では、二種指定事業者に対するメール転送やネットワークシェアリングの推進等の実効的な措置を実現すべきであり、総務省殿においては、事業者間協議の状況を注視しつつ、その実現に向けた議論を推進して頂きたいと考えます。
NTT 西日本	【NTT西日本(P12)】 他事業者サービス情報の取扱いに関し、業務改善命令（平成22年2月4日）を厳粛に受け止め、業務改善計画（平成22年2月26日）の遂	【禁止行為規制について】 「接続の業務に関して入手した情報の目的外利用の防止」については、2008 年 2 月に総務省殿から NTT 東西殿に対して本制度の検証結

意見提出者	該当部分	再意見
	行等を通じ、再発の防止に努めてまいります。 また、その他の禁止行為規制に関して、事業法等の法令及び共同ガイドライン等に基づき、引き続き適正な事業活動を行い、法令遵守の一層の徹底を図り、公正競争の確保に努めてまいります。	果に基づき行政指導が行われ、同年 3 月に NTT 東西殿において適切な処置を図った旨、総務省殿に対する報告が行われたところです。 ・ しかしながら、昨年 11 月に NTT 西日本殿が代理店に対して顧客情報リストを不適切に提供した事案（以下、「情報漏洩事案」という。）が発覚したことにより、これまでの処置が不十分であることが露呈した形となり、接続事業者としては、NTT 東西殿における再発防止への取り組み姿勢に大きな疑念を抱かざるを得ない状況です。 ・ そのため、接続事業者は、情報漏洩事案の発生原因や NTT 西日本殿における対策の内容を正確に理解するために、昨年 11 月以来、長期に渡り、NTT 西日本殿に対して幾度となく質問文書を送付する等により、説明を求めてきたところです。しかしながら、一向に明確な回答を頂けず、いまだに多くの疑問点が残っているため、NTT 東西殿における対策の妥当性を接続事業者が判断することは困難な状況にあります（主な疑問点については、別添資料 1 参照）。 ・ さらに、行政指導を受け自ら掲げた再発防止策についても、十分な説明責任を果たさない NTT 東西殿の不誠実な対応は、当事者意識を著しく欠いていると言わざるを得ず、今回策定された業務改善計画及び実施計画^(※)が確実に遂行されないのではないかと疑念を払拭することができません。事実、弊社共は計画実施後もファイアーウォール機能の徹底が図られていない事例を確認しており、この疑念を強めている状況です（別添資料 2 参照）。 ・ そもそも、問題の本質は、NTT 東西殿の社内に接続事業者の情報が存在していることであり、その情報を使うことで、NTT 東西殿が競争上

意見提出者	該当部分	再意見
		優位に立つことができるというインセンティブを保有し、接続事業者のみが、自社の情報を不正に利用されるリスクを負うという不公平な競争環境の構図が存在していることにあると考えます。 ・ 従って、本件の完全なる問題解決を図るためには、NTT 東西殿の営業部門と第一種指定電気通信設備管理部門（以下、「設備部門」という。）を別会社化し、設備部門を NTT グループの資本関係からも分離することにより、NTT 東西殿の営業部門と接続事業者の競争条件を完全に同一にすることが唯一の策であると考えます。なお、この別会社化における設備部門の分離の方法については、例えば、弊社共が「光の道」議論で提案しているとおり、アクセス回線を保有するアクセス回線会社と通信会社に完全分社化する方法等があると考えます。 ・ 総務省殿においては、真に公正な競争環境を確保するために、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」等において、上述のような NTT の組織の在り方に踏み込んだ議論を積極的に推進して頂きたいと考えます。 ※NTT 西日本殿 報道発表資料「業務改善計画等の提出について」別紙 業務改善計画（概要）（2010 年 2 月 26 日） < http://www.NTT-west.co.jp/news/1002/100226b.html> NTT 東日本殿 報道発表資料「実施計画の提出について」別紙 実施計画（概要）（2010 年 3 月 2 日） < http://www.NTT-east.co.jp/release/1003/100302a.html>
KDDI 株式会社 （以下、「KDDI」と	【KDDI(P4～5)】 【NTT東・西の116窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ	【116 におけるフレッツ勧誘】 ・ KDDI 殿も指摘しているとおり、116 窓口における加入電話移転手続

意見提出者	該当部分	再意見
いう。)	光の営業活動】 NTT東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できることから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能性があります。営業面でのファイアーウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が報告されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。 本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務として認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」からも逸脱した行為であるといえます。 こうした事例の発生を防止するには、NTT東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。	き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例は依然として存在しており、電気通信市場の公正な競争環境に支障を及ぼしている状況に変化はありません。この問題については、2009年2月に総務省殿からNTT東西殿に行政指導が行われたにも係らず、依然として改善されていない状況に鑑み、当該行為に対して罰則を課す等の実効性のある指導を行うと共に、116窓口とフレッツサービス受付センターの所在地及び対応者を物理的に分離させることや、それぞれの受付窓口業務をNTTグループ以外の会社に委託する等の踏み込んだ措置を実施すべきと考えます。

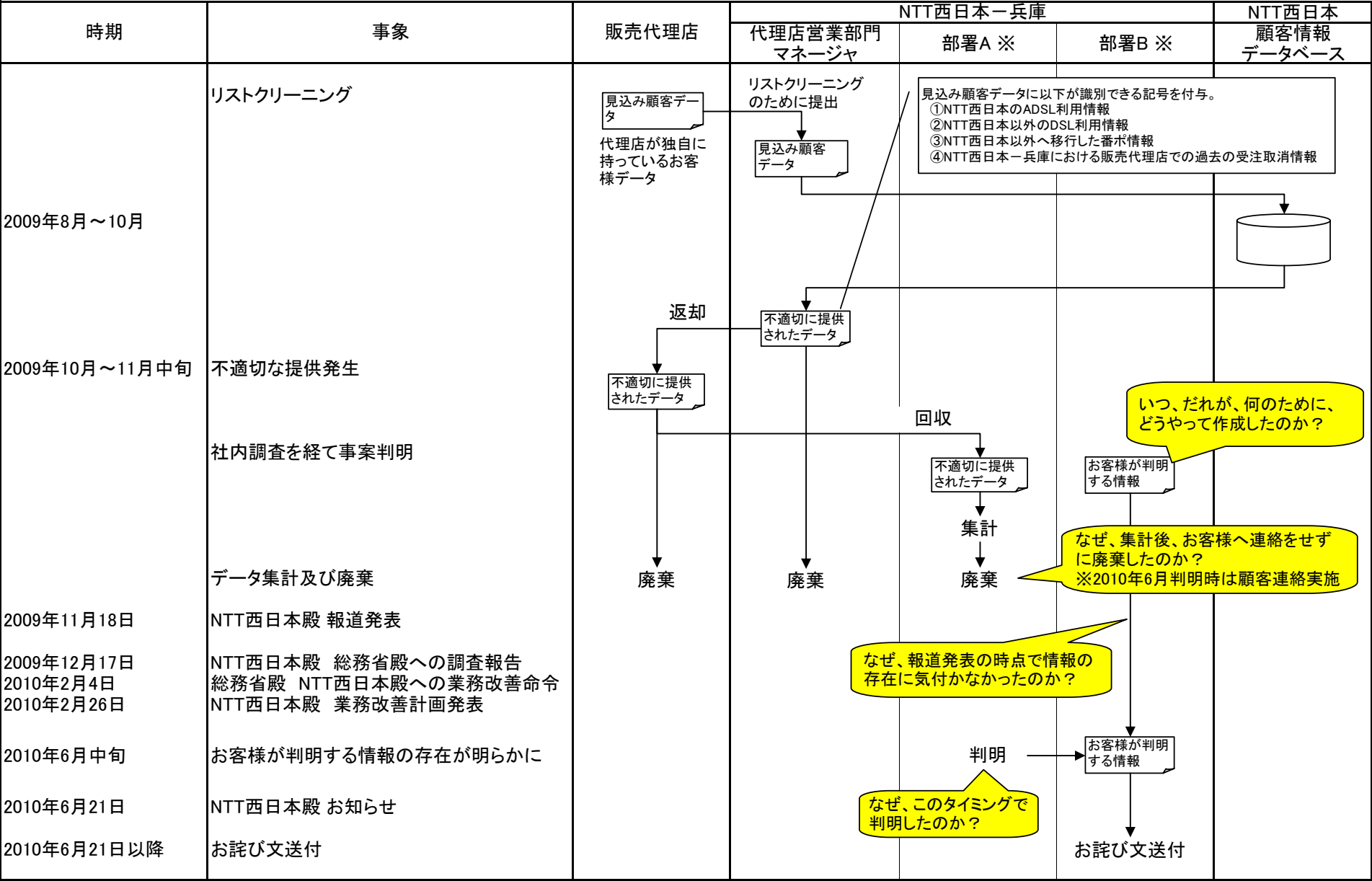
意見提出者	該当部分	再意見
KDDI 株式会社ケイ・オプティコム（以下、「ケイ・オプティコム」という。）	【KDDI】(P5～P6) 【NTT東・西／NTTドコモの市場支配力の上位レイヤへの行使、当該市場支配力を起点としたグループドミナンスの行使（NTT IDログインサービス、NTTネット決済等）】 禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ（NTTコム、NTTレゾナント）と連携してシングルサインオンや一括請求のようなサービスを提供することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。 さらに、NTT東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害されるおそれがあると考えます。 本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があることから、抜本的に解決するには、持株会社体制を廃止するしかないと考えます。 【ケイ・オプティコム（P3）】 【NTTグループにおけるID連携について】 本年5月から、NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ等により「NTT IDログインサービス」「NTTネット決済」が提供開始されました。 このような取組みは、NTTグループ各社が培った顧客基盤を梃子にNTTグループの一体化を志向するものであり、また固定通信市場・移動体通信市場双方における市場支配力を強化するとともに	【グループドミナンスの行使（NTT ID ログインサービス、NTT ネット決済）】 ・ KDDI 殿及びケイ・オプティコム殿が指摘しているとおり、「NTT ID ログインサービス」及び「NTT ネット決済」は、サービス名称のとおり、NTT グループ以外の競争事業者とのサービス提携を行うことを想定できるものではなく、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものと考えます。 ・ このような行為が公然と行われる状況を防ぐためには、NTT グループのドミナンス性の完全な排除が必要であり、NTT グループの資本分離等の抜本的な措置を行うべきと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	に、当該支配力をコンテンツ等の上位レイヤ市場に拡大しようとするものであります。 特に、あわせて約7,000万近い利用者を持つNTTコミュニケーションズ・NTTドコモのID連携は、顧客やコンテンツ等の囲い込みに繋がるものであることから、排他性の有無について十分検証いただくことが必要と考えます。	
NTT 東日本 NTT 西日本	【NTT 東日本(P18)】 【活用業務認可制度】 今後も東・西NTTがお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスをスピーディーに提供し、市場の活性化に貢献していくためには、昨年度の検証時に総務省の考え方で「パブリック・コメントを招請する場合には、迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点からの要請にも十分配慮する」と示されたとおり、活用業務制度について、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと思います。 【NTT西日本(P13)】 【活用業務認可条件】 今後も、お客様ニーズの高度化・多様化に迅速・的確にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくためにも、更には多様な競争の創出による市場の活性化の観点からも、これまで以上に活用業務制度を迅速かつ柔軟に運用していただきたいと思います。	【活用業務認可条件について】 ・ 活用業務の認可においては、営業面でのファイアーウォールの確保が判断基準の一つとされていますが、情報漏洩事案の再発防止等に接続事業者が一社として納得できていない状況にも係らず、本年 10 月に新たな活用業務の認可が行われました。このような状況を踏まえれば、活用業務認可の審査が厳粛に行われていないと言わざるを得ません。 ・ 真に公正な競争環境を促進させ消費者利便の向上を図るためには、競争環境に歪みを生じさせる活用業務の認可を続けるのではなく、あらゆる事業者に競争上の同等性を担保することが必要です。そのためには、NTT 東西殿のアクセス網の分離が必要不可欠であり、このような観点についても十分な議論を行い、早急にアクセス網の分離を実現すべきと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 西日本	【NTT 西日本(P13)】 【移動体通信業務の分離、NTT 再編成時の公正競争要件】 NTT グループに係る累次の公正競争要件のうち、既にその役割を終えているものについては、速やかに見直しを行う必要があると考えます。	【公正競争要件における検証の対象】 ・ NTT 東西殿より、公正競争要件の撤廃を含めた見直しを求める意見が提示されていますが、ボトルネック性やグループドミナンス等に起因する問題が解決していない中では、現行規制の撤廃は認められません。 ・ また、本制度において競争事業者から指摘されている問題事例では、子会社や代理店等の活用による脱法的行為が多く存在しており、電気通信市場における公正競争環境を実現するためには、NTT 東西殿に対する更なる規制強化とともにその子会社や代理店等も含めた規制の適用について、早急に検討を行う必要があると考えます。

以上

※本資料はNTT西日本殿の報道発表や関係事業者への回答内容等を基に作成したものです。



※報道内容等により別部署と想定されるが、明確ではないため、部署A・Bと記述

NTT東西殿の各計画における番号ポータビリティ窓口の見直し

営業部門

受付

申請

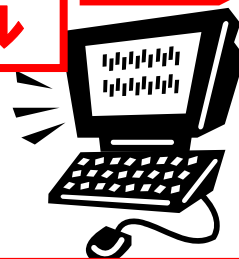
加入電話
受付窓口NTT戻り
申請窓口ひかり電話
受付窓口ひかり電話
移行申請
窓口

番号ポータビリティ情報の
閲覧・抽出が可能

見直し

設備部門

受付

加入電話
受付窓口ひかり電話
受付窓口

番号ポータビリティ情報の
閲覧・抽出を規制

営業部門

申請

NTT戻り
申請窓口ひかり電話
移行申請
窓口

ファイアーウォール

NTT東西殿の窓口ごとの役割

NTT東西殿(現在)

ファイアーウォール

見直し前の営業部門

設備部門①

受付

番号ポータ
ビリティ
受付窓口



設備部門②

受付

加入電話
受付窓口

ひかり電話
受付窓口



営業部門

申請

NTT戻り
申請窓口

ひかり電話
移行申請
窓口

閲覧×抽出



設備部門①:

移転先事業者からルーティング設定工事に必要な番号ポータビリティ情報の申込みを受け付ける。全ての番号ポータビリティ情報の把握が可能。

設備部門②:

加入電話もしくはひかり電話を利用中の場合、移転先事業者から交換機廃止工事の申込みを受け付ける。

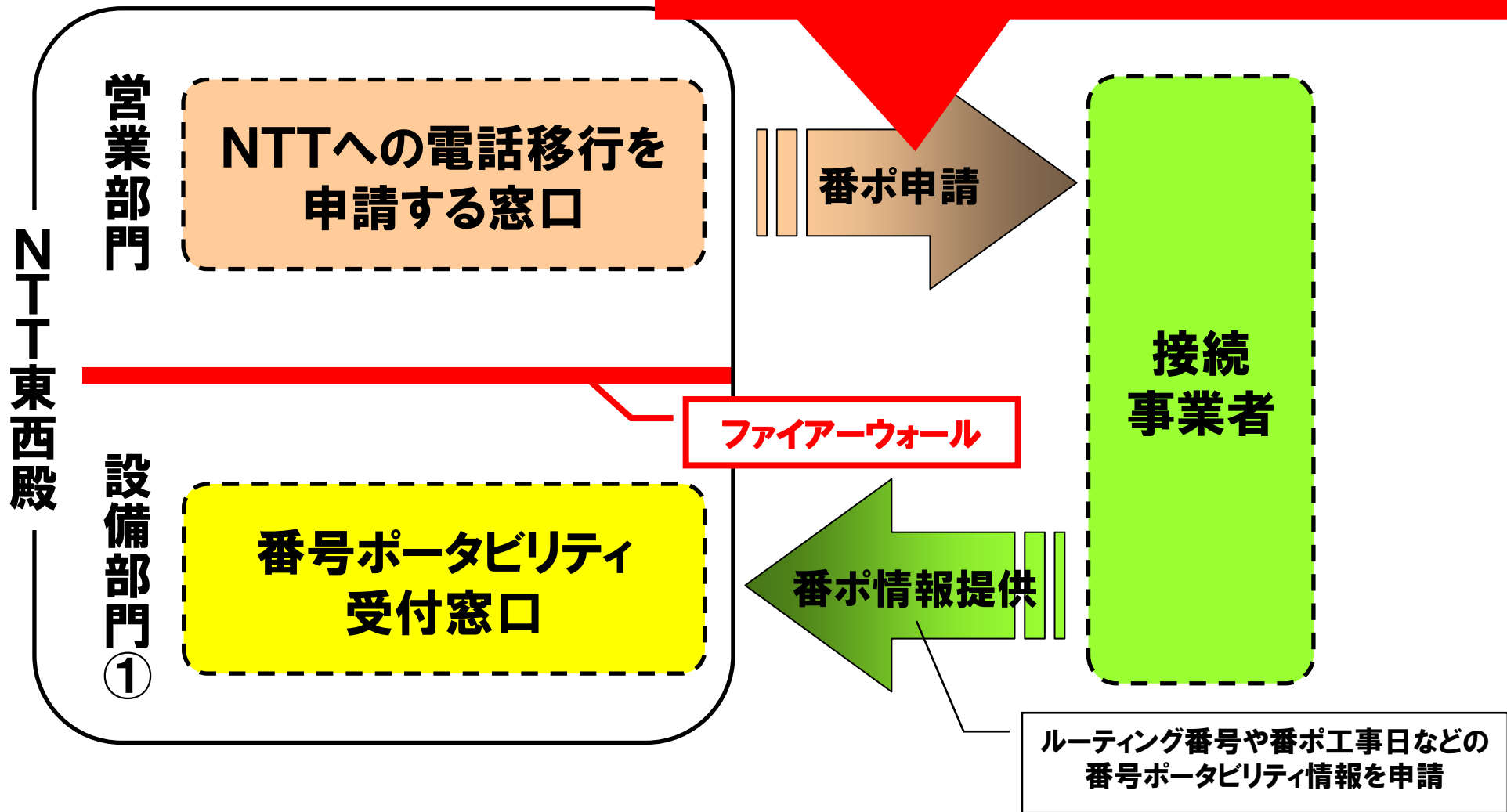
営業部門:

移転元事業者へ交換機廃止工事依頼を申請する。NTT東西殿以外の事業者と同等の扱い。

営業部門における役割の見直し、システム的な規制が実施された現在も、設備部門・営業部門間のファイアーウォールが機能していない事例あり(次ページ以降参照)

窓口の見直し後の業務フローにおける問題事例

接続事業者が設備部門①へ申請した
番号ポータビリティ情報の記載事例あり

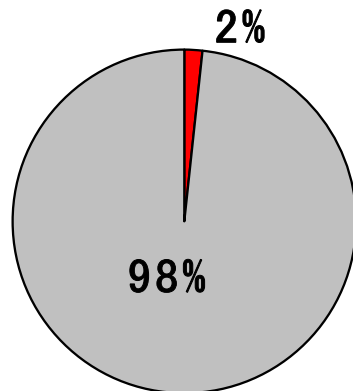


NTT東西殿(移転先事業者)から弊社(移転元事業者)へ 申請された番号ポータビリティオーダの調査結果

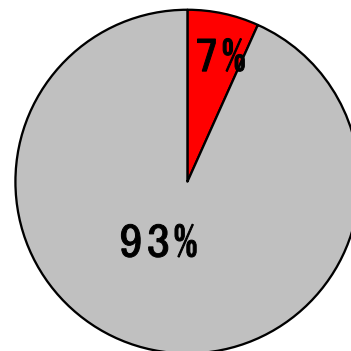
	移転先事業者			
	NTT東日本殿		NTT西日本殿	
	加入電話	ひかり電話	加入電話	ひかり電話
番号ポータビリティ情報(移転元事業者のルーティング番号もしくは移転元事業者への番ポ工事日)記載 (申込事例を次ページ以降に添付)	2%	7%	4%	10%
その他	98%	93%	96%	90%

※各月の番号ポータビリティオーダ(FAX受付)を対象に調査
(調査期間:2010年6月～2010年9月)

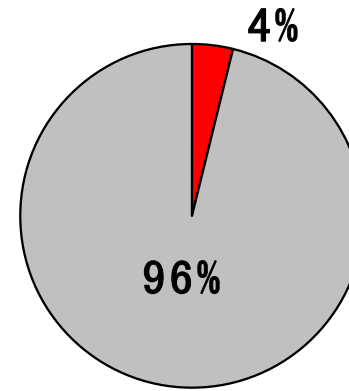
東日本 加入電話



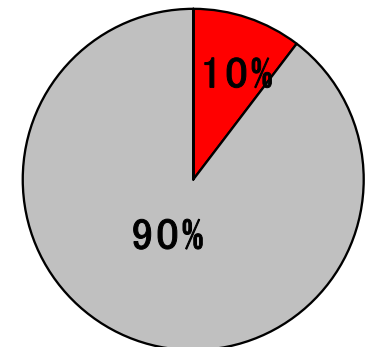
東日本 ひかり電話



西日本 加入電話



西日本 ひかり電話



■ 番号ポータビリティ情報

■ その他

初回申込・記載突 () ・取消

一般番号ポータビリティ申込書 (事業者間移転・NTT戻り) (1 /)

申込日	平成22年6月4日	申込回線総数: / 回線	別添有枚
フリガナ		契約者連絡先	() () - ()
契約者名		申込者日中連絡先	() () - ()
フリガナ		※ご契約者と同じ場合は記入不要	
申込者名 (担当者)		※ご契約者と同じ場合は記入不要	
設置場所	〒 () - () ()		
工事希望日	平成 () 年 () 月 () 日 ()	移転先事業者となるNTT西日本殿営業部門の情報。	

申込日	平成22年6月4日: ⇒移転元事業者行き①	平成 () 年 () 月 () 日: ⇒NTT地域会社行き③	
移転先事業者名	NTT西日本-東海 ()	移転元事業者名	ソフトバンクテレコム
記事欄	(備考)		
会社名 担当者	NTT ()	TEL () () - ()	()
		FAX () () - ()	()

受付日	平成22年6月4日14:58
回答日	平成22年6月7日 () () ⇒移転先事業者行き②
記事欄	(備考)
会社名 担当者	ソフトバンクテレコム () TEL () () - ()
	FAX () () - ()

受付日	平成 () 年 () 月 () 日: 【受付番号】
回答日	平成 () 年 () 月 () 日: ⇒移転先事業者行き④
記事欄	(備考)
会社名 担当者	()

本来、移転先事業者が新ルーティング番号を記入する箇所だが、ソフトバンクテレコムの旧ルーティング番号（設備部門①へ直近に申請した番号ポータビリティ情報の一部）が記載された状態でNTT西日本殿営業部門から受領。

<移転先事業者 記入欄>

□4番号以上あり(別紙へ記入)

<移転元事業者 記入欄>

<NTT地域 記入欄>

No.	移転先事業者	移転元事業者	NTT地域
1	() () - () (0577) 77 - ()	☒ OK ☐ NG: 理由()	☐ OK ☐ NG: 理由()
2	() () - () () - ()	☐ OK ☐ NG: 理由()	☐ OK ☐ NG: 理由()
3	() () - () () - ()	☐ OK ☐ NG: 理由()	☐ OK ☐ NG: 理由()

<NG理由>①設置場所相違 ②名称相違 ③番ポ対象外局番 ④該当電番無し ⑤申込期限切れ ⑥受付拠点誤り ⑦その他

初回申込・記帳券（ ）・取消

一般番号ポータビリティ申込書（事業者間移転・NTT戻り）（1/）

申込日	平成22年10月19日	申込回線総数：3回線	別添有 校
フリガナ	[REDACTED]	契約者連絡先	[REDACTED]
契約者名	[REDACTED]	申込者日中連絡先	[REDACTED]
フリガナ	[REDACTED]	()	
申込者名 (担当営業)	[REDACTED]	※ご契約者と同じ場合は記入不要	
設置場所	〒 [REDACTED]		
工事希望日	平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日	移転先事業者となるNTT東日本経営部門の情報	

申 込 日	平成 22 年 10 月 19 日 ⇒ 移転元事業者行き①		平成 22 年 10 月 19 日 ⇒ NTT地域会社行き③	
移 転 先 事 業 者 名	NTT 東日本 Xdiv		移 転 元 事 業 者 名	ソフトバンクテレコム様
記 事 欄	[Redacted]			(備考)
会 社 名 担 当 者	NTT 東日本 - [Redacted]	TEL	[Redacted]	
	[Redacted]	FAX	[Redacted]	

記入欄	受付日	平成 22年10月21日 16:04		
	回答日	平成 22年10月22日 [] : [] → 移転先事業者行き②		
	記事欄			
	会社名 担当者	ソフトバンクテレコム㈱ []	TEL []	FAX []

富士通株式会社 富士通システムサービス部 印木 潤	受 付 日	平成 年 月 日	【受付番号】
	回 答 日	平成 年 月 日	⇒移転先事業者行き④
	記 事 欄		
	会 社 名		

本来、移転先事業者が新ルーティング番号を記入する箇所だが、ソフトバンクテレコム（旧ルーティング番号）が記載された状態で NTT 東日本 関東管

本来、移転先事業者が新ルーティング番号を記入する箇所だが、ソフトバンクテレコムの旧ルーティング番号（設備部門①へ直近に申請した番号ポータビリティ情報の一部）が記載された状態でNTT東日本経営本部から受領。

＜移転先事業者 記入欄＞ ☐ 4番号以上あり（別紙へ記入）

No.	氏名	住所	回答欄	回答欄
1	() () - ()	(0242) 88 - ()	☒ OK ☐ NG: 理由()	☐ OK ☐ NG: 理由()
2	() () - ()	(0242) 88 - ()	☒ OK ☐ NG: 理由()	☐ OK ☐ NG: 理由()
3	() () - ()	(0242) 88 - ()	☒ OK ☐ NG: 理由()	☐ OK ☐ NG: 理由()

<NG理由>①設置場所相違 ②名称相違 ③番対対象外局番 ④該当番無し ⑤申込期限切れ ⑥受付拠点誤り ⑦その他